

神戸市市会議員待遇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第3号

神戸市市会議員待遇規則の一部を改正する規則

神戸市市会議員待遇規則（昭和26年8月規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（市会議員待遇者の待遇）</p> <p>第2条 市会議員待遇者（本市市会議員としての在職期間が満8年以上であった者で、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことがないものをいう。以下同じ。）に対しては、終身次の待遇を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行し、第1条から第3条まで及び第9条の規定は、昭和26年3月18日から適用する。</u></p>	<p>（市会議員待遇者の待遇）</p> <p>第2条 市会議員待遇者（本市市会議員としての在職期間が満8年以上であった者で、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことがないものをいう。以下同じ。）に対しては、終身次の待遇を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、第1条乃至第3条及び第9条の規定は、昭和26年3月18日から適用する。</u></p>

(在職期間に係る特例)

2 平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律（平成29年法律第34号）第1項の規定により、令和5年4月29日に任期が満了した者の令和元年6月11日から令和5年4月29日の在職期間は、第2条の在職期間の算定においては、4年とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。